

認知症になったら、
いつすれば良いの？



幕別町認知症サポートガイド

軽度認知障害

(MCI、グレーゾーン)

認知症

(右に行くほど進行している状態)

特に問題なく生活している

認知症疑いあり

日常生活は自立

日常生活に見守りや声かけが必要

日常生活に手助けが必要

常に介護が必要

心がけ 本人の

- 認知症について知る
- 健康診断を受ける
- 生きがいを持って暮らす

- 予定や約束はメモを取るようになる
- 趣味や習い事などを続ける

- 怒りやすくなる
- 今まで出来た事でも戸惑う
- ついさっきのことも忘れる

- 会話の内容が事実と違う
- 状況に応じた行動が難しい
- 日常生活全般で介助が必要

様子

- もの忘れは多いが自立して生活

- 約束や出来事を思い出せない
- 不安が強く、やる気が出ない
- 思い込みでトラブルになる

- 怒りやすくなる
- 今まで出来た事でも戸惑う
- ついさっきのことも忘れる

- 会話の内容が事実と違う
- 状況に応じた行動が難しい
- 日常生活全般で介助が必要

心がけ 家族の

- 地域行事やボランティアへの参加の働きかけ
- いつもと違う様子があれば、相談先に連絡する
- 認知症への理解を深める

- 家族だけで抱えずに、地域の方にも理解と協力を求める
- 接し方を知り、本人の自尊心を傷つけないようにする
- 本人の役割を維持できるように見守る

- 介護者自身の健康管理を行う
- 介護を特定の家族のみで抱え込まずに家族間で協力し合えるよう話し合う
- サービスの利用や地域にも理解と協力を求める

- 食事や排せつなど日常的に介助が必要となるが、本人は自尊心を保っていることに配慮して接する
- 認知機能だけでなく、身体の変調にも気を配る

相談先

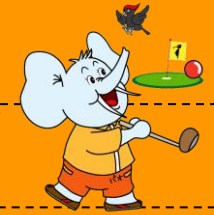
幕別町地域包括支援センター
※連絡先は裏面をご覧ください

幕別町地域包括支援センター
担当のケアマネジャー など

予防

老人クラブ 地域サロンお元気ですか訪問 いきいきエンジョイ教室
介護予防教室 (老福リフレッシュ体操、フレイル予防教室、脳力テストなど)

楽しみながら、認知症予防しよう!



見守り

民生委員 認知症サポーター
見守り協力機関

民生委員 認知症サポーター
見守り協力機関 SOSネットワーク

医療

かかりつけ医 もの忘れ外来
認知症疾患医療センター

かかりつけ医 もの忘れ外来
認知症疾患医療センター

かかりつけ医 もの忘れ外来
認知症疾患医療センター

かかりつけ医
認知症疾患医療センター

生活

緊急通報装置・外出支援・食の自立支援

介護保険サービス (通所・訪問・入所等)

日常生活自立支援事業

成年後見制度

家族



徘徊探知機貸出 介護マーク 介護者の集い
介護用品等給付事業 老人日常生活用具給付事業

認知症かも？



幕別町地域包括支援センターにご相談ください！

※高齢者を地域社会で支える役割を担っている機関で、認知症地域支援推進員が常勤しています。

開設日時

月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
8時45分～17時30分



連絡先

【幕別・札内地区】高齢者支援係内 0155-54-3812
【忠類地区】保健係内 01558-8-2910



早めの行動が
大切です！



受診や治療へ

連携



地域で暮らす

気づき・相談

高齢者のことであれば、どなたからでも相談を受け付けています。

本人、家族、近所の人、町内会、老人会、サロン、民生委員、ケアマネジャーなど、どなたでもお待ちしております。

気づきのポイント

- ☑同じ事を何回も聞いたり、言ったりする
- ☑置き忘れやしまい忘れが目立ってきた
- ☑簡単な計算ができない
- ☑意欲や趣味がなくなる
- ☑ささいなことで怒る …など

このようなことや他にも心配事があればご相談ください。

かかりつけ医

いつも通っている医療機関なら、本人も抵抗なく受診できると思います。
必要であれば、専門の医療機関と連携しながら治療してもらえます。
進行を遅らせるためにも、気になる症状があれば早めに相談しましょう。

【受診の際に整理しておきたい事項】

- もの忘れは生活に支障をきたすか。
- 異変は徐々にか、突然にか。
- 現在の病気や飲んでいる薬のほか、過去になったことのある病気はあるか。

認知症疾患医療センター

認知症に関する相談受付や専門医療を提供しています。

大江病院内 帯広市西20条南2丁目5-3
電話番号 0155-58-2690

地域の集いや見守り

町内会、老人クラブ、地域サロン、民生委員、いきいきエンジョイ教室、認知症サポーター、見守り協力機関、行方不明時SOSネットワーク …など

介護保険サービス

生活上の支援を受けられます。

- 在宅サービス（通所・訪問など）
- 施設サービス（特養・老健など）
- 地域密着型サービス（小規模多機能など）

介護保険以外のサービス

- 徘徊感知器貸出
- 成年後見制度
- 介護マーク
- 介護者の集い
- 介護用品等給付事業
- 老人日常生活用具給付事業 …など

